

貸金庫規定

第 1 条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断わりすることがあります。

第 2 条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月または 9 月までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第 3 条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、店頭表示の料率により 6 ヶ月分を前払いするものとし、毎年 4 月および 10 月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金（無利息型を含む）・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。この場合、当金庫は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の翌月を 1 ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に到来する前項による引落し分から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から月割計算により返戻します。

第 4 条（鍵・カードの保管）

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当金庫が保管します。
- (2) カード式貸金庫の場合は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に、当金庫自動貸金庫カード（以下、「利用カード」と言います。）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。

第 5 条（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。カード式貸金庫の場合には利用カードを読取機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。また、カード式貸金庫の場合には操作機のボタンを操作して貸金庫を格納してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) カード式貸金庫の場合で、停電・故障等により、利用カードによる操作ができないときは、当金庫所定の貸金庫開閉票に氏名・届出の暗証番号を記入のうえ、利用カードとともに提出してください。

第 6 条（届出事項の変更等）

- (1) 印章もしくは利用カードを失ったとき、または印章、暗証番号、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 7 条（印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い）

- (1) 印章、正鍵（カード式貸金庫の場合、利用カードを含む）を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 8 条（印鑑・暗証番号の照合等）

- (1) 貸金庫の開庫にあたって、貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。
- (2) カード式貸金庫の場合、カード読取機により利用カードを確認し、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して、貸金庫を開庫その他の取扱いをしましたうえは、利用カードまたは暗証番号につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、第 5 条第 4 項において、窓口にて利用カードを確認し、貸金庫開閉票に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、取扱いした場合も同様とします。

第 9 条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障などが発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第 10 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、後記第 11 条(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条(3)各号に一にでも該当する場合には、当金庫はこの取引の開設をお断りするものとします。

第 11 条（解約等）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵（カード式貸金庫の場合は利用カードを含む）、届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。なお、届出の印章、正鍵もしくは利用カードを失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明け渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが、不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約できるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前 A から D に準ずる行為
- (4) 前 3 項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第 1 項から第 3 項の明け渡しに 3 ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄できるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第 12 条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 13 条（緊急措置）

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等、緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第 14 条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

第 15 条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上